

「サービス(通所介護、総合事業)について」

重要事項説明書

あなたが利用しようと考えているサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

引き続き実際に契約を結ぶときには、本書の内容の説明を受けたことを称するため、本書の最終面に記名押印をお願いいたします。

1 サービス事業者(法人)の概要

名称・法人種別	三井造船生活協同組合
代表者名	理事長 岩松 安則
所在地・連絡先	706-8501 岡山県玉野市玉2丁目5番5号 0863-31-5566

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

施設名称	ひなたぼっこ荘内
所在地	岡山県玉野市迫間986番地1
電話番号	0863-71-6000
事業所番号	3370401394
管理者の氏名	後藤 妙子
サービスを提供する地域	玉野市 岡山市南区(旧瀬崎町) 倉敷市児島(琴浦東小学校区)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	資格	兼務
管理者	1人	人	人		介護職
生活相談員	1人	1人	人以上	介護支援専門員・介護福祉士	介護職
介護職員	4人	1人	人以上	介護福祉士・訪問介護2級	生活相談員
看護師・機能訓練指導員	1人	3人	人以上	看護師・准看護師・理学療法士	介護職
調理員	人	3人	人以上	調理師	

(3) 同施設の設定の概要

定員	30名	静養室	1室 2床
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴室	送迎車	6台

(4) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後5時30分
月～土	サービス提供時間 午前9時30分～午後4時00分
定休日	日曜日、8月14日から16日、12月30日から1月3日

3 サービス内容

生活指導	お客様の心身の状況を考慮し、日常生活面での指導・援助を行います。
機能訓練	お客様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康の確認	血圧測定等お客様の全身状態の把握を行います。
食事の提供	お客様の身体状況に配慮した食事を提供します。食事サービスの利用は任意です。
入浴介助	入浴又は清拭を行います。入浴サービスの利用は任意です。
排泄介助	お客様の状態に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。
アクティビティサービス	お客様の心身の状態に合わせて、レクリエーション・音楽活動・制作活動等を行います。
相談・援助	お客様とご家族からのご相談に応じます。

4 料金

(1) 利用料金

① 通所介護利用料

○所要時間 4時間以上5時間未満の場合 (介護保険負担割合証記載の負担割合を乗じた額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
報酬単価	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
利用料金1割	388円	444円	502円	560円	617円
利用料金2割	776円	888円	1004円	1120円	1234円

○所要時間 6時間以上7時間未満の場合 (介護保険負担割合証記載の負担割合を乗じた額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
報酬単価	584単位	689単位	796単位	901単位	1008単位
利用料金1割	584円	689円	796円	901円	1008円
利用料金2割	1168円	1378円	1592円	1802円	2016円

②各種加算

入浴介助	40円(1割) / 80円(2割)
個別機能訓練加算Ⅰ	56円(1割) / 112円(2割)
個別機能訓練加算Ⅱ	1ヵ月につき20円(1割) / 40円(2割)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円(1割) / 12円(2割)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月につき所定単位数×0.09×10円(1割) 1ヶ月につき所定単位数×0.09×10円×2(2割)

※サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算については区分支給限度基準額の算定対象から除外されます

※介護保険適用時には、お客様の自己負担金は介護保険負担割合証記載の負担割合を乗じた額となります。

※サービス提供体制強化加算(Ⅲ)とは、事業所のサービスを直接提供する者の総数のうち勤続年数が7年以上の者の総数が30%以上であることによって加算されるものです。

※介護職員処遇改善加算(Ⅱ)とは、介護職員の処遇改善の取り組みとして、実施されていた介護職員処遇改善交付金制度が、介護報酬改定において、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として加算されるものです。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書及び領収書を発行いたします。

サービス提供証明書及び領収書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

③その他の費用

※事業実施地域以外への送迎については、通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル毎に50円いただきます。

※食費として、1日あたり、800円(昼食費とおやつ代をあわせた金額)

※おむつ代として実費

※行事、クラフトにかかる費用として実費

※送迎を実施していない場合(ご利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合) 片道/47円(1割) / 94円(2割)減算

(2) 総合事業 利用料

①介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA利用料

○要支援1・2 4.5時間以上(A-2) 1回につき 1割負担360単位(360円)

4.5時間以上(A-2) 1回につき 2割負担720単位(720円)

○体調不良等により 2時間以上4.5時間未満(A-1)となった場合

1回につき 1割負担268単位(268円)

1回につき 2割負担536単位(536円)

② 各種加算

○介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1ヵ月につき所定単位数 32単位(×10円)

※介護職員処遇改善加算については区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場

合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日午後2時00分までにご連絡いただいた場合	昼食代相当額
----------------------------	--------

利用日当日にキャンセルの場合、送迎の準備がありますので午前8時までにご連絡をお願いします。

(4) 利用料のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、現金集金、銀行引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 事業の目的

三井造船生活協同組合は地域住民の方々が、要介護状態となった場合においても、できる限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように福祉サービスを提供し、誰もが安心して暮らせる街づくりを推進します。

(2) 運営の方針

①お客様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

②事業所は自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を目指します。

③地域福祉の向上のため、市町村、他の保健、医療機関との連携を図り、地域のふれあいの場として、家族や地域の方々との交流を大切にします。

④家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの要望を大切に、きめ細かいサービスを提供します

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
通所介護・介護予防通所介護計画の作成及び事後評価	介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に基づき、お客様の希望を踏まえて、通所介護計画書を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等の評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員への研修の実施	年2回 行います。

(4) サービス利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

送迎時間はおおよその時間をお伝えいたしますが、道路事情等により、お伝えした時間が前後する場合がありますのでご了承ください。

②風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

③当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

④ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。

⑤報告事項

感染症（結核、肝炎、MRSA, 伝染性の皮膚疾患など）がある場合は、必ず事前にお申し出ください。

⑥お客様へのお願い

※ 他のお客様のご迷惑にならないようにご利用ください。

※ 事業所の施設・設備等は適切にご使用ください。

※ 職員の安全管理上の指示に従ってください。

※ その他事業所の規則等をお守りください。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、緊急連絡先、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

家族にすぐに連絡が取れなかった場合には、救急車を呼ぶものとします。

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対する応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの岡山県備前県民局、市町村、ご家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援 等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐために対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、契約書に基づき速やかに損害賠償いたします。

8 非常災害対策

- ・防災時の対応 別途定める防災計画にのっとり対応を行います。
- ・防災設備 消火器 ガス漏れ探知機
- ・防災訓練 別途定める防災計画にのっとり年2回以上避難訓練を行います。
- ・防火責任者 小野 貴子

9 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の通所介護に関する相談、苦情の連絡受け付け先は下記のとおりです。ご相談、苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に望み、常に事業所として資質の向上に努めます。

① 当施設お客様相談・苦情担当

お客様相談窓口 担当者	後藤 妙子
電話番号	0863-71-6000

※サービスを提供する地域 玉野市 岡山市南区(旧灘崎町)、倉敷市児島(琴浦東小学校区)

② その他の相談・苦情受付窓口

玉野市	受付窓口	玉野市役所 長寿介護課 介護保険係
	電話番号	0863-32-5534
岡山市	受付窓口	岡山市役所 介護保険課
	電話番号	086-803-1240
国保連	受付窓口	岡山県国民健康保険連合会「介護110番」
	電話番号	086-223-8811

10 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

11 当施設の緊急連絡先

ひなたぼっこ荘内	TEL 0863-71-6000
----------	------------------

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、お客様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 三井造船生活協同組合

所在地 岡山県玉野市玉2丁目5番5号

代表者名 理事長 岩松 安則 印

事業所 ひなたぼっこ荘内

所在地 岡山県玉野市迫間986番1

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

お客様 氏名 印

(代理人又は立会人)

氏名 印
